

○札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例

平成26年10月 6 日条例第57号

改正

平成27年 2 月23日条例第 8 号

平成29年10月 4 日条例第31号

令和 6 年10月 3 日条例第39号

札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるとともに、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の設置について定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、札幌市地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員の員数)

第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満である場合に置くべき常勤職員（専らその職務に従事する常勤の職員をいう。以下同じ。）の人員配置基準は、原則として次のとおりとする。この場合において、次条第 1 項の札幌市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤職員の人員配置基準について常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法

をいう。)を用いることができる。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)

その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると次条第1項の札幌市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は常勤職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	前項第1号に掲げる常勤職員1人及び同項第2号又は第3号に掲げる常勤職員1人

3 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき常勤職員の人員配置基準は、第1項各号に定める員数に、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね1人から2,000人まで増加するごとに同項各号に掲げる者のうちから1人を増員した員数とする。ただし、当該区域内に当該地域包括支援センターの業務の一部を補完する機関が設置され、かつ、市長が当該地域包括支援センターの運営上支障がないと認めるときの常勤職員の人員配置基準は、当該補完する機関の数に応じ、規則で定める員数とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、次条第1項の札幌市地域包括支援センター運営協議会が複数の地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、当該複数の地域包括支援センターを一の地域包括支援センターとみなして、当該一の地域包括支援センターについて前項の規定を適用した場合における員数の常勤職員を配置することにより、当該複数の地域包括支援センターが

それぞれ同項に定める常勤職員の人員配置基準を満たすものとする。この場合において、当該複数の地域包括支援センターにそれぞれ置くべき常勤職員の員数は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上（当該各号のいずれかに該当する者がそれぞれ1人以上である場合に限り、全員が同項の同一の号に該当する者のみである場合を除く。）でなければならない。

- 5 前項の規定により複数の地域包括支援センターを一の地域包括支援センターとみなして当該一の地域包括支援センターについて第3項の規定を適用する場合においては、同項中「一の地域包括支援センターが担当する区域」とあるのは「当該複数の地域包括支援センターが担当する区域を合わせた区域（以下この項において「複合区域」という。）」と、「当該区域に」とあるのは「当該複合区域に」と、同項ただし書中「区域」とあるのは「複合区域」と、「地域包括支援センター」とあるのは「複数の地域包括支援センター」とする。

- 6 第1項後段の規定は、第3項及び第4項の常勤職員の人員配置基準について準用する。

（地域包括支援センター運営協議会の設置）

第4条 本市の地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な事業運営の確保その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図ることを目的として札幌市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、地域包括支援センターに関する次に掲げる事項について協議し、意見を述べる。

- （1） 設置等に関する事項
- （2） 運営及び評価に関する事項
- （3） その他の地域包括ケアに関する事項

（組織）

第5条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 市長は、前項に規定する者のほか、本市が行う介護保険の被保険者であり、市内に住所を有する者の中から委員を公募し、委嘱することができる。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前条及び前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定め

る。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第4条第1項の規定により設置される協議会に相当する合議体（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第5条第2項又は第3項の規定により、協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一期間とする。

附 則（平成27年条例第8号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

附 則（平成29年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年条例第39号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中札幌市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例第1条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。